## 会計年度任用職員 休暇 休業制度一覧

1週	間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	1日未満	給与の
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日 ~216日	121日 ~168日	73日 ~120日	48日 ~72日	47日未満	支給
	継続勤務期間							
	当初	12日	8日	6日	4日	2日	取得不可	あり
	1年(2年度目)	12日	8日	6日	4日	2日	取得不可	あり
年次	2年(3年度目)	12日	9日	6日	4日	2日	取得不可	あり
休暇	3年(4年度目)	14日	10日	8日	5日	2日	取得不可	あり
	4年(5年度目)	16日	12日	9日	6日	3日	取得不可	あり
	5年(6年度目)	18日	13日	10日	6日	3日	取得不可	あり
	6年~(7年度目~)	20日	15日	11日	7日	3日	取得不可	あり
	公民権行使	必要と認められる期間						
	官公署出頭	必要と認められる期間						
	骨髄等ドナー	必要と認められる期間						
	結婚	連続5日の範囲内の期間						
	不妊治療	不妊治療に係る通院等を対象に 5日(体外受精及び顕微授精の 取得不可 場合には10日)以内						あり
年次	産前	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の者が出産 の日まで申し出た期間						
休暇	産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間						
以外の休暇	保育時間	1日2回各30分以内 【生後1年に達しない子のために必要と認められる授乳等を行う者が 対象】						
	配偶者出産	2日以内			取得不可			あり
	育児参加	5日以内			取得不可			あり
	子の看護(※)	満12歳年度 5日(子が2 日)以内			取得不可			なし
	短期介護(※)	5日(要介語には10日)		以上の場合	取得不可			なし
	忌引	配偶者、父母 連続7日 等(常勤職員の例による)						あり
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間						

## 会計年度任用職員 休暇 休業制度一覧

1週	間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	1日未満	給与の	
1年	間の勤務日の日数	217日以上	169日 ~216日	121日 ~168日	73日 ~120日	48日 ~72日	47日未満	支給	
年次:	出勤困難	必要と認められる期間							
休暇以外の休暇	退勤途上	必要と認められる期間							
	生理日の就業困難	必要と認められる期間							
	厚生(※)	3日	2日	2日	1日	1日	取得不可	あり	
病	生理日の就業困難	必要と認められる期間							
病気休暇	公務上の傷病	必要と認められる期間							
	その他の負傷・疾病	90日以内							
	介護休暇	通算93日以内 【要件】 指定期間の指定を希望する期間 の初日から起算して93日を経過 する日から6月を経過する日まで の間に任期が満了し、その任期 が更新されないこと及び引き続き 採用されないことが明らかでない			取得不可			なし	
介護時間		通算3年以内 【要件】 1日当たり勤務時間数が6時間15 分以上			取得不可			なし	
育児休業		最長で子が2歳に達するまで 【要件】 子の1歳誕生日の前日から1年を 経過する日までの間に任期が満 了し、その任期が更新されないこ と及び引き続き採用されないこと が明らかでない			取得不可			なし	
	部分休業	子が3歳に達するまで 【要件】 1日当たり勤務時間数が6時間15 分以上			取得不可			なし	

※厚生休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得については、6月以上の任期設定又は6月以上の継続 勤務が条件